

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第285号）

〔 警備日誌等文書部分公開決定審査請求事案他1件 〕

（答申日：平成29年9月29日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成28年10月28日、審査請求人は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「10月16日（日）の府立中央図書館の警備日誌」及び「本年度9月までの警備月次報告文書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同年11月8日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書として、警備日誌（平成28年10月16日分）及び警備事案月例報告（平成28年4月から9月分まで）（以下「本件行政文書」という。）を特定の上、条例第13条第1項の規定により、本件行政文書について、警備日誌中「警備従事者の氏名」（以下「本件非公開部分」という。）を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定1」という。）を行い、以下のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（公開しない理由）

 - ア 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、大阪府立中央図書館指定管理者が行う警備業務に従事する者の氏名が記載されており、これは特定の個人が識別される情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。
 - イ 条例第8条第1項第5号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、大阪府立中央図書館指定管理者が行う警備業務に従事する者の氏名が記載されており、これを公にすることにより、当該日の巡回従事者が明らかとなり、他の巡回日の巡回従事者の巡回時間等を推測することが可能となり、利用者等の身体、財産等の保護、犯罪の予防及び巡回従事者の身体の保護に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 3 同年11月24日、審査請求人は本件決定1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。

4 同年12月7日、実施機関は本件決定1を取り消し、あらためて本件行政文書を特定の上、条例第13条第1項の規定により、本件非公開部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定2」という。）を行い、以下のとおり公開しない理由を付して、また備考欄に「本決定は平成28年11月8日付中央図第2238号の部分公開決定を取り消し、公開しない理由の一部を削除して再度決定するものである。」と記載し、審査請求人に通知した。

（公開しない理由）

条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、大阪府立中央図書館指定管理者が行う警備業務に従事する者の氏名が記載されており、これは特定の個人が識別される情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。

5 同年12月15日、実施機関は、本件決定1において、誤った審査請求先を教示していたため、これを訂正する文書を審査請求人に送付した。

6 同年12月16日、審査請求人は本件決定2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

- 1 本件決定1における「公開しない理由」は失当である。正当な理由を述べる事を求める。
- 2 本件決定2の取消しを求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における本件決定1に関する主張

「公開しない理由」にある「他の巡回日の巡回従事者の巡回時間等を推測することが可能となり」は全く理解できない。

10月16日の警備日誌を見れば（当日は日曜日。開館は9時～17時）巡回は、1回目9時スタート、2回目10時スタート、3回目11時スタート、4回目12時スタート、5回目13時スタート、6回目14時スタート、7回目15時スタート、8回目16時スタートとそれぞれ、スタートより40分～50分掛けて回っている。

それをなぜ推測できると言うのか？

バカでもない限り誰でも巡回のスタート時間は分かるぞ！

又、中央図書館の指定管理の業務委託書の仕様書を見れば巡回の仕方が書かれているのであろう。

故に、この理由は失当である。

正面な理由を述べる事。

2 審査請求書における本件決定2に関する主張

(1) 審査請求の趣旨

この決定は本件決定1の公開しない理由が間違っていたので決定を変更しようとしたものであるが、それを様式第3号を使って変更して良いとは条例・大阪府情報公開条例施行規則（以下「規則」という。）等のどこにも明文化（条例化）されていない。

その上、その仕方を情報公開グループのA職員に聞いただけで、大阪府で想定していない手法（様式第3号の使い回し）での変更は禁じ手である。条例違反である。

故に、直ちに取り消すこと。

(2) 審査請求の理由

ア 同封資料（添付省略）は松原市における同種の決定間違いの変更通知書である。それには本文2～3行目にある様「次のとおり当該決定内容の一部を変更しましたので通知します」と記され、これが正しい決定の変更の仕方の一種である。まず本文にて変更を明記することである。しかし中央図書館のB職員が仕出かした「備考」欄を使っての変更の通知など、今まで国からも他府県からも他市町村からもされたことはなく、この府職員は何を考えているのか？こんな小手先の小細工で府民は納得しないぞ！

職員Bさんよ、どこにこんな仕方が書かれているのか？そして大阪府が認めているのか？館長以下連帯責任であるぞ！猛省を求めろ。

イ その上、本件決定1の通知書の教示では審査請求の相手方が大阪府知事となっているが、本件決定2の通知書の教示では大阪府教育委員会になっている。

そして、その変更に対してどこにも説明や変更理由が明示されていない。どちらが正しいのか……

こんな出たら目な通知書が、他府民、マスコミ等にその存在が知れたら大阪府庁の恥になるので、大至急本件決定2は取り消すこと。

3 反論書における主張

(1) この2通の弁明書は、府職員が仲間を守る・組織を守るために不都合な事実を黙殺して作成した「裁決案」そのものである。

ア 弁明書に「〇〇する裁決を求める」と法の執行上書いて良かったかな？

イ 本件審査請求1に係る弁明書にある「本件請求文書の使途が不明で、情報の拡散範囲が想定できないため、～適用した」は、府職員が条例を無視し、勝手に付度をして良かったかな？

(2) 審査請求人より反論書も出ていないのにもう審査庁内で裁決案まで出来上がっている現状を鑑み、本件審査請求1に係る弁明書における処分庁の弁明の仕方は同封資料1（添付省略）にある様行政不服審査法第24条第2項の規定を用いた方が言い訳の経緯を羅列するより見栄えがする。

(3) 同じく本件審査請求2に係る弁明書における弁明の仕方は資料2（添付省略）にある「不可変更力」を用いた文書にする方が知的である。

(4) すでに裁決書の内容が手に取る様に分かるので、このまま書類の遣り取りをする事は時間や

費用の無駄である。

上記（２）、（３）より諮問などせず今すぐ行政不服審査法第２４条の規定を使って却下裁決をしたら良い。

- （５）そして、本件において大阪府立中央図書館の警備員がまともに巡回していない事実が数年間は大阪府庁内に記録として残ることで、以上良とするものである。

第五 実施機関の主張要旨

弁明書における実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 本件審査請求１について

- （１）本件審査請求１における弁明の趣旨

本件審査請求１を却下する裁決を求める。

- （２）本件非公開部分の理由として条例第８条第１項第５号を適用した理由

実施機関は、当該日の巡回従事者の氏名が明らかになることで、曜日ごとに同じメンバーが同じ時間を巡回するのではないかとの推測に加え、書道を行っていた利用者がいた時間帯の巡回従事者名と巡回従事者が着用している名札との照合によって巡回従事者の特定が可能となること、また、本件請求文書の使途が不明で、情報の拡散範囲が想定できないため、当該従事者が巡回する際の犯罪防止や巡回従事者の身体の保護に支障があるとの理由により、条例第８条第１項第５号を適用した。

- （３）本件審査請求１に係る実施機関の対応

実施機関は、審査請求人に対し、条例第８条第１項第５号に該当するとした上記（２）の説明をするとともに、本件審査請求１は、本件非公開部分の開示を求める等、審査請求人の権利利益に関する事項についての審査請求ではないことから、情報公開審査会への諮問を行っても却下又は棄却となる可能性がある旨説明を行った。

しかし、審査請求人の理解は得られなかった。

- （４）本件決定１の取消し及び再決定

実施機関は、上記（３）の状況を踏まえ、本件決定１を取り消し、条例第９条第１号のみを本件非公開部分に関する理由として再決定を行った。

- （５）本件審査請求１の適法性について

実施機関の取消しにより、本件審査請求１の対象となる決定は既に存在せず、行政不服審査法第２条に該当しない。

- （６）結論

以上のとおり、本件審査請求１は不適法なものである。

2 本件審査請求２について

- （１）本件審査請求２における弁明の趣旨

本件審査請求２を棄却する裁決を求める。

- （２）本件審査請求２における弁明の理由

ア 実施機関では、条例に係る様式について定められていないことから、大阪府知事が定めた「情報公開決定等通知様式を定める要綱」（以下「要綱」という。）を準用しており、

また、本件決定2は変更ではなく、先の本件決定1を取り消すとともに新たな決定をしたものであり、本件決定2の通知にあたり、要綱様式第3号（第3条関係）を準用し、本件決定2に係る理由として備考欄に記載していることは妥当である。

なお、要綱において、決定の変更や取消しを通知する様式の規定はない。

イ 教示の誤りについては、取消し済みの本件決定1における誤りであり、本件審査請求2の対象である本件決定2については正しい教示となっており、問題は無い。

ウ 本件審査請求1の審査請求書は大阪府知事あてになっているものの、処分庁に到達しており、処分庁を経由する審査請求にあたるため、審査請求人に不利益は生じないものである。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定2は、条例に基づき適正に行ったものであり、何ら違法な点又は不当な点は無く、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件審査請求1について

本件決定1については、下記3で述べるとおり手続きに瑕疵はなく決定が取り消されており、本件審査請求1は不適法であるため却下すべきである。

3 本件審査請求2について

(1) 本件決定1の取消しに係る手続きの妥当性について

審査請求人は、部分公開決定通知書の備考欄に本件決定1を取り消す旨を記載し通知する手法は、条例違反であるから決定の取消しを求めると主張することから、以下に検討する。

実施機関は、条例及び規則の施行に関し必要な様式について、大阪府知事が定めている要綱を準用しているが、要綱には決定の取消通知の様式が定められていないことから、部分公開決定通知書の備考欄に本件決定1の取消しを記載し通知したとのことである。本件決定1を取り消す旨については、本件決定2に係る部分公開決定通知書の備考欄に明示されており、

また、本件決定2については、当該部分公開決定通知書により決定されている。

したがって、本件決定1の取消しに係る手続きに瑕疵はない。

(2) 本件決定1に係る誤った審査請求先の教示について

審査請求人は、本件決定1に係る誤った審査請求先の教示について、本件決定2の通知書に説明や変更理由が明示されていないことから、決定の取消しを求めると主張する。

本件決定1において、審査請求をすべき大阪府教育委員会であるところを、審査庁でない大阪府知事を審査請求すべき審査庁とする誤った教示に従って、本件審査請求1の審査請求書は大阪府知事あてになっているものの、その審査請求は正しい審査庁である大阪府教育委員会に到達し、審査請求の手続きに付されていることから、審査請求人に不利益は生じていない。

なお、行政不服審査法第22条第1項によれば、審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求すべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付することとされているが、本件審査請求1の審査請求書は、上記のとおり、大阪府知事あてになっているものの、正しい審査庁である大阪府教育委員会に到達しており、同条項の趣旨に照らしても、決定の取消しの理由はない。

したがって、本件決定1に係る誤った審査請求先の教示は、決定の取消しの理由とはならない。

4 付言

本件決定1に係る誤った審査請求先の教示について、実施機関は、部分公開決定通知書等を作成する際には、当該文書の記載に誤りがないかを確認するなど、適切に処理されたい。

なお、本件決定1の取消決定の通知については、手続きに瑕疵はないものの、請求者に対しその事実をより分かりやすく通知することが望まれる。

5 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

尾形健、有澤知子、高橋明男、中井洋恵